

第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果の確定における主なポイント

1. 中期目標の達成状況評価

(1) 評価方法

	「実施要項(案)」(資料3)	「評価結果の確定作業について(案)」(資料4)
① 中期目標の達成状況	<p>1) 基礎的なデータ収集 大学情報データベースの入力 【関連ページ:P3】</p> <p>2) 法人は、全ての中期計画について、その実施状況とその成果が「評価結果を変えうるような顕著な変化があったか」という点で自己分析、達成状況報告書提出</p> <p>① 顕著な変化があったと判断する中期計画 → 平成20年度及び21年度における実施状況を記載</p> <p>② 顕著な変化はなかったと判断する中期計画 → 小項目ごとにまとめて、「平成19年度までの取組等を引き続き継続して実施している」のように記載 【関連ページ:P4-6】</p>	<p>a) 機構は、達成状況報告書・大学情報データベースのデータを基に、中期計画の「判断の基準」に照らして判定を確認し、積み上げ方式により、中期目標(大・中・小項目)を判定 【関連ページ:P2-3】</p> <p>b) 上記に関して、判定の確認を行う上で必要な確認事項(例えば、不明確な用語、数値の疑義等)がある場合、法人に照会 【関連ページ:P2,4】</p>
② 「改善を要する点」の改善状況	<p>法人は、評価結果の「改善を要する点」の改善状況を達成状況報告書に記載 【関連ページ:P7】</p>	<p>機構は、達成状況報告書を基に、「改善を要する点」の改善状況を確認 【関連ページ:P3】</p>

## (2) 評価結果

- ・平成16～19年度評価の評価結果からの記載方法の変更点
    - i) 「優れた点」等の記載を大項目ごとから中項目ごとへ記載
    - ii) 「改善を要する点」として指摘した事項について、その改善状況を『「改善を要する点」の改善状況』に記載
- 【資料4「評価結果の確定作業について(案)」：関連ページ：P5】

## (3) 実施体制

- ・達成状況判定会議（8グループ）を編成するとともに、評価作業に応じた評価者数で対応
- ・法人ごとに評価者（主担当、副担当）を決め、実施

## 2. 学部・研究科等の現況分析

### 【平成16～19年度評価において評価を受けている学部・研究科等】

#### (1) 評価方法

	「実施要項（案）」（資料3）	「評価結果の確定作業について（案）」（資料4）
①教育研究の水準	<p>1) 基礎的なデータ収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学情報データベースの入力 【関連ページ：P3】</li> <li>● 「学部・研究科等の研究業績」資料提出 【関連ページ：P13-15】</li> </ul> <p>※1 分析項目「研究成果の状況」については、関連するデータベース項目がないため、法人に当該資料を求める</p> <p>※2 対象業績は、非常に優れた研究業績（当該分野において卓越した水準にある業績「SS」）</p>	<p>a) 機構は、大学情報データベースの平成20年度及び21年度のデータについて、平成19年度までのデータと比べて、顕著な変化が認められるか確認 【関連ページ：P8-9】</p> <p>b) 機構は、左記資料で、顕著な変化が認められるか確認 【関連ページ：P8-9】</p> <p>c) 上記a)b)に関して、法人に照会を求めることができる 【関連ページ：P8-9, 11】</p>
	<p>2) 法人は、分析項目において、評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する場合、「現況分析における顕著な変化についての説明書」資料提出 【関連ページ：P9-11】</p>	<p>d) 機構は、左記資料で、顕著な変化が認められるか確認 【関連ページ：P8-9】</p> <p>e) 左記資料で確認事項（例えば、不明確な用語、数値の疑義等）がある場合、法人に照会 【関連ページ：P8-9, 11】</p> <p>f) 大学情報データベース又は「学部・研究科等の研究業績」の確認結果と「現況分析における顕著な変化についての説明書」の確認結果により、分析項目について、判定変更する必要があるか総合的に判断 【関連ページ：P8-9】</p>

②質の向上度	1) 法人は、平成16～19年度の評価の現況調査表で掲げた事例で、評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する場合、「現況分析における顕著な変化についての説明書」資料提出 【関連ページ：P9-11】	a) 機構は、左記資料で、顕著な変化が認められるか確認、その結果、事例の判定変更する必要があるか判断 【関連ページ：P10-11】 b) 左記資料で確認事項（例えば、不明確な用語、数値の疑義等）がある場合、法人に照会 【関連ページ：P10-11】
--------	--	--

## (2) 評価結果

- ・平成16～19年度の評価の評価結果からの変更点
  - i) 「質の向上度」で、判定結果別の事例の件数を記載
  - ii) 平成16～19年度の評価結果は残しつつ、第1期中期目標期間における判定を記載

【資料4「評価結果の確定作業について（案）」：関連ページ：P12】

## (3) 実施体制

- ・現況分析部会（10部会）を編成するとともに、評価作業に応じた評価者数で対応
- ・研究業績の判定を行う研究業績判定組織は設けない

## 【平成20年度及び21年度に新たに設置された学部・研究科等】

### (1) 評価方法

- ・法人からの提出資料及び評価方法は平成16～19年度の評価に準ずる

【資料3「実施要項（案）」：関連ページ：P1-2, 9】

【資料4「評価結果の確定作業について（案）」：関連ページ：P13-14】

### (2) 評価結果

- ・平成16～19年度の評価の評価結果記載方法に準ずる
- ・平成16～19年度の評価の評価結果からの変更点
  - i) 「質の向上度」で、判定結果別の事例の件数を記載

【資料4「評価結果の確定作業について（案）」：関連ページ：P15】

### (3) 実施体制

- ・前記「実施体制」（現況分析部会（10部会）編成、研究業績の判定を行う研究業績判定組織は設けない）で実施
- ・法人から提出された「研究業績説明書」の水準判定については、専門分野の評価者を選任して対応